

東京大学大学院理学系研究科附属遺伝子実験施設放射線障害予防規程

平成 20年4月 1日 制定

平成 22年9月15日 改正

(目的)

第1条 この規程は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」(昭和32年法律第167号)、その他関係法令に基づき、必要な事項を定め、東京大学大学院理学系研究科附属遺伝子実験施設(以下「本施設」という。)の教職員、学生、共同利用者その他本施設の放射線施設(以下「R I施設」という。)に立ち入る者の放射線障害の発生を防止するとともに、R I施設内外の安全を確保することを目的とする。

(組織)

第2条 本施設において放射性同位元素及び放射性同位元素で汚染されたもの(以下「放射性同位元素等」という。)の取扱いに従事する者並びに安全管理に従事する者に関する組織は、別図のとおりとする。

(用語の定義)

第3条 本規程において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

「放射線業務従事者」(以下、「業務従事者」という。)とは、放射性同位元素等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事するため、管理区域に立入る者で施設長が放射線業務従事者に認可した者をいう。

(放射線取扱主任者)

第4条 施設長は、放射線管理に関する指導及び監督を行わせるため、第1種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、放射線取扱主任者(以下「主任者」という。)を選任しなければならない。

2 施設長は、主任者に法で定められた期間毎に定期講習を受講させなければならない。

3 主任者は、主任者の選任に関する記録を保管しなければならない。

(主任者の代理者)

第5条 施設長は、主任者が事故等によりその職務を行うことができないときは、その職務を代理させるため、第1種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、主任者の代理者を選任しなければならない。

- 2 主任者の代理者が、主任者の職務を代理するときは、以下の各条において「主任者」を「主任者の代理者」と読み替えるものとする。
- 3 主任者は、主任者の代理者の選任に関する記録を保管しなければならない。

(主任者の職務)

第6条 主任者は、次の各号に掲げる職務を誠実に遂行しなければならない。

- (1) 法令に基づく申請等の監査および記録の保存
- (2) 放射性同位元素の使用等の状況及び記録の監査
- (3) 放射線の量及び汚染の状況の測定記録の監査
- (4) 放射線安全管理のための設備及び機器等の維持管理の監督
- (5) 施設長に対する放射線安全管理上の意見の具申
- (6) 放射線安全委員会の開催の請求および放射線安全委員会の記録の保存
- (7) 文部科学省による立入検査等の立会いおよび記録の保存
- (8) 法令に定める記録及び記帳の保存
- (9) 緊急時の措置
- (10) その他放射線安全管理上必要な事項

(放射線安全委員会)

第7条 本施設に放射線安全委員会（以下「R I 委員会」という。）を置く。

- 2 R I 委員会は、東京大学遺伝子実験施設専門委員会の委員及び主任者によつて組織する。
- 3 施設長は、前項に定める者のほか、必要と認めたる者若干名に委員を委嘱することができる。
- 4 R I 委員会の委員長は、施設長をもつてあてる。
- 5 R I 委員会は、委員の過半数の出席をもつて成立する。
- 6 R I 委員会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 7 施設長は、主任者からR I 委員会の開催請求があつたときは、速やかにR I 委員会を開催しなければならない。
- 8 R I 委員会は、次の各号に定める事項を審議する。
 - (1) 放射線障害予防規程の改廃に関する事項
 - (2) R I 施設の増改築及び廃止に関する事項
 - (3) 管理区域の変更に関する事項
 - (4) その他放射線安全管理に関する重要事項

(取扱責任者)

第8条 本施設専任教員グループ及びプロジェクト研究グループ（以下「研究グループ」という。）

は、研究グループごとに取扱責任者1名を置かなければならない。

- 2 取扱責任者は、東京大学の教職員であつて、放射性同位元素等の取扱い業務に相当の経験を有する者でなくてはならない。
- 3 取扱責任者は、当該研究グループの放射線安全管理業務を担当するとともに、主任者の指示を受けてR I施設の放射線安全管理業務を分担する。

(取扱責任者会議)

第9条 放射線管理に関する主任者の業務を円滑に行うため、取扱責任者会議を置く。

- 2 取扱責任者会議は、主任者と取扱責任者をもつて組織し、主任者が招集し、議長を務める。

(放射線施設の維持及び管理)

第10条 主任者は、放射線障害防止のための安全管理設備及び機器等（以下「安全管理設備等」という。）が常に正常に作動するよう維持管理しなければならない。

- 2 取扱責任者は、安全管理機器等の作動状態を随時点検し、これらに異常を認めるときは、直ちに主任者に報告するとともに、速やかに適切な措置を講じなければならない。

(業務従事者)

第11条 R I施設において放射性同位元素等を取扱う者は、あらかじめ業務従事者として申請を行い、施設長の認可を受け、登録されなければならない。

- 2 施設長は、前項の認可を行うにあたり、申請者に対して第25条に定める教育訓練及び第26条に定める健康診断を実施し、その結果を照査しなければならない。
- 3 共同利用者等であつて既に本施設以外の部局において放射性同位元素等の取扱いに従事する者として認可されている者は、第1項の申請に際して所属部局の主任者の承認を受けなければならない。

(R I施設入室許可)

第12条 業務従事者は、取扱責任者を通じて主任者にR I施設入室許可願を提出し、R I施設入室許可を受けなければならない。

- 2 R I施設入室許可は、次年度の定期の部局講習会まで有効とする。
- 3 主任者は、業務従事者の放射性同位元素等の取扱い方法等が不適当と認めるときは、当該業務従事者のR I施設入室許可を取り消すことができる。

(一時立入者)

第13条 見学者等であつてR I施設に一時的に立ち入ろうとする者は、あらかじめ主任者又は取扱責任者の了解を得て、第25条に定める教育訓練を受けた後、R I管理室において一時立入者記録に記帳しなければならない。建物設備・機器等の保守・修理の目的で業者等が、一時的に管理区域に立ちいって作業する場合については、一時立入者として主任者または取扱責任者の監督のもとに作業を行わせるものとする。

(R I施設の入退室)

第14条 業務従事者は、R I施設の入退室に際して、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) R I施設の入退室は、汚染検査室を経由して行うこと。
- (2) R I施設に立ち入るときは、所定の用紙に入室記録を行うこと。
- (3) R I施設内では、専用の実験衣及びスリッパ等を着用し、これらを着用したままみだりにR I施設の外に出ないこと。
- (4) R I施設内では、常に個人線量計を指定された位置に着用すること。
- (5) R I施設から退室するときは、汚染検査室においてハンドフットクロスモニター等により身体及び着衣等の放射性同位元素による汚染を検査し、汚染があつた場合は、直ちにこれを除去すること。

(非汚染管理区域)

第15条 主任者は、放射線安全管理上必要と認めるときは、R I施設内に非汚染管理区域を設定することができる。

- 2 業務従事者は、非汚染管理区域内に放射性同位元素等を持ち込んで서는ならない。
- 3 業務従事者は、R I施設内で着用している実験衣及びスリッパ等を着用したまま、非汚染管理区域に入室してはならない。

(放射性同位元素の受入れ)

第16条 放射性同位元素の購入又は譲渡による受入れは、主任者の承認を得た上で、取扱責任者が行うものとする。

- 2 取扱責任者は、所定の書類に必要事項を記入し、事前に主任者の承認を受けなければならない。
- 3 主任者は、当該放射性同位元素の受入れがR I施設の使用承認条件に適合し、かつ、適当と認められるときはこれを承認するものとする。

- 4 放射性同位元素を受け入れた取扱責任者は、所定の書類に必要事項を記入して主任者に報告しなければならない。
- 5 放射性同位元素を受け入れた取扱責任者は、放射性同位元素使用・保管記録を作成し、当該放射性同位元素を貯蔵庫内の所定の場所に保管しなければならない。

(放射性同位元素の使用)

第17条 業務従事者は、放射性同位元素等の使用に際して、次の各号に定める事項を遵守して、人体の受ける放射線の量が最少になるよう心掛けなければならない。

- (1) 放射性同位元素の使用は、作業室で行うこと。
 - (2) γ 放射体、高エネルギー β 放射体等を取り扱うときは、適当な遮蔽体を使用し、線源からの距離を取り、又は作業時間を短縮し、線量が法令に定める線量限度を超えないようにすること。
 - (3) 作業室では飲食、喫煙を行わないこと。
 - (4) 放射性同位元素によつて空気を汚染するおそれがある作業は、フード内で行い、作業室内の空气中及び排気口における排気中の放射性同位元素の濃度がそれぞれ法令に定める濃度限度を超えないようにすること。
 - (5) 実験台、実験流し、機器及び壁、床、天井等の汚染を避け、汚染させたときは、速やかに汚染を除去すること。この場合において、汚染が容易に除去できない場合は、他の者が手を触れないような措置を講じたうえで主任者に報告し、指示を受けること。
 - (6) 放射性同位元素を用いた実験に使用している器具等には、使用者の氏名、放射性同位元素の種類及び数量を明示すること。
 - (7) 表面密度限度を超えて汚染しているものは、みだりに作業室から持ち出さないこと。
 - (8) 身体、実験衣等が汚染したときは、速やかにこれを除去すること。
 - (9) 放射性同位元素によつて汚染されたもので、その表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないこと。
 - (10) その他主任者が安全管理上必要と認めた措置に従うこと。
- 2 放射性同位元素を使用するときは、使用の都度放射性同位元素使用・保管記録に必要事項を記入しなければならない。
 - 3 取扱責任者は、年度末までに放射性同位元素使用・保管記録を作成し、主任者に提出しなければならない。

(放射性同位元素の保管)

第18条 放射性同位元素は、次の各号に定める基準に従つて、R I 施設内の貯蔵庫において保管しなければならない。

- (1) 低エネルギーβ放射体は、ガラス瓶等の密閉容器に収納する。
- (2) γ放射体及び高エネルギーβ放射体は、ガラス瓶等の1次容器を更に厚さ3ミリメートル以上の鉛容器に収納する。
- 2 貯蔵容器には、放射性同位元素の種類と数量、保管期間及び保管する者の氏名、所属を明記しなければならない。
- 3 取扱責任者は、受け入れた放射性同位元素の保管状況を随時点検して、その保管状況を把握しなければならない。
- 4 取扱責任者は、受け入れた放射性同位元素の保管が終了したときは、放射性同位元素使用・保管記録に必要事項を記入して主任者に提出しなければならない。

(放射性同位元素等の廃棄)

第19条 放射性同位元素等の廃棄は、次の各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 気体状のものは、R I施設の排気設備により、排気口における放射性同位元素の濃度が法令に定める排気中の濃度限度以下になるようフィルター等で浄化した後に排気する。
- (2) 液体状のものは、残液及び第1次、第2次の洗浄液については、廃棄物保管庫において保管廃棄し、廃棄業者に引き渡す。第3次以降の洗浄液等は、R I施設の排水設備により排水口における放射性同位元素の濃度が、法令に定める排液中の濃度限度以下になるよう希釈等の方法で浄化した後に排水する。ただし、放射性有機液体廃液であつて焼却可能なものは、保管廃棄し、廃棄業者に引き渡す。
- (3) 固体状のものは、廃棄物保管庫において保管廃棄し、廃棄業者に引き渡す。
- 2 放射性廃棄物を廃棄業者に引き渡す際は、事前に取扱責任者が当該研究グループの保管廃棄物について点検し、廃棄業者の定める方法に従つて封入等の処理を行い、放射性同位元素廃棄記録に記入して主任者に報告しなければならない。

(放射性同位元素の払出し)

第20条 放射性同位元素の払出しは、主任者の承認を得た上で、取扱責任者が行うものとする。

- 2 取扱責任者は、所定の書類に必要事項を記入し、事前に主任者の承認を受けなければならない。
- 3 主任者は、当該放射性同位元素の払出しがR I施設の使用承認条件に適合し、かつ、適当と認められるときはこれを承認するものとする。
- 4 放射性同位元素を払出した取扱責任者は、所定の書類に必要事項を記入して主任者に報告しなければならない。

(記帳及び保存)

第21条 主任者は使用、受入れ、払出し、保管、廃棄並びに教育及び訓練に係る記録を行う帳簿を備え記帳させなければならない。

2 前項の帳簿に記載すべき事項は次の各号のとおりとする。

(1) 使用

- イ 放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素の使用の年月日、目的、方法及び場所
- ハ 放射性同位元素の使用に従事する者の氏名

(2) 受入れ、払出し

- イ 放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 受入れ又は払出しの年月日
- ハ 相手方の氏名又は名称
- ニ 取扱責任者の氏名

(3) 保管

- イ 放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
- ハ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

(4) 廃棄

- イ 放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素の廃棄の年月日、方法及び場所
- ハ 放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名

(5) 教育及び訓練

- イ 教育及び訓練の実施年月日、項目
- ロ 教育及び訓練を受けた者の氏名

3 主任者は、次の記録を、毎年三月三十一日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、閉鎖後5年間保管する。

- (1) 放射性同位元素の受入れ、払出し、使用、保管、廃棄又は譲渡の記録
- (2) 放射性物質の事業所の外における運搬の記録
- (3) 第33条に定める施設点検の記録
- (4) 第24条に定める放射線の量並びに放射性同位元素による汚染状況の測定の記録
- (5) 教育訓練の記録

(放射性同位元素の本施設内運搬)

第22条 RI施設内での放射性同位元素の運搬は、第18条第1項の規定に準じた容器に入れ、か

つ、運搬中の事故に対応できるように、安全容器に入れて行われなければならない。

(放射性同位元素の本施設外運搬)

第23条 放射性同位元素の本施設外運搬は、放射性同位元素車両運搬規則等関係法令の定める基準によつて行うものとする。

- 2 取扱責任者は、本施設外運搬を監督し、本施設外運搬記録に記録して主任者に報告しなければならない。
- 3 前項の本施設外運搬記録に記載すべき項目は次の各号のとおりとする。
 - (1) 放射性同位元素の運搬の年月日及び方法
 - (2) 荷受人または荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

(測定)

第24条 取扱責任者は、施設内外の放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を次項から第6項に定めるところによつて測定しなければならない。

- 2 放射線の量の測定は、次の各号に掲げる場所について、原則として1センチメートル線量当量について放射線測定器により行わなければならない。
 - (1) 使用施設
 - (2) 貯蔵施設
 - (3) 廃棄施設
 - (4) 管理区域境界
 - (5) 本施設境界
- 3 放射性同位元素による汚染の状況の測定は、次の各号に掲げる場所について行わなければならない。
 - (1) 作業室
 - (2) 汚染検査室
 - (3) 排気設備の排気口
 - (4) 排水設備の排水口
 - (5) 管理区域境界
- 4 測定は、R I施設の作業開始前及び作業を開始した後にあつては1月を超えない作業期間ごとに少なくとも1回行わなければならない。ただし、排気設備の排気口における汚染状況の測定は、ガスモニター等により作業期間中連続して行い、排水設備の排水口における汚染状況の測定は、水モニター等により排水の都度行わなければならない。

5 測定を行った者は、次の各号に定める事項を記録し、主任者に報告しなければならない。

- (1) 測定日時
- (2) 測定箇所
- (3) 測定者の氏名
- (4) 測定器の種類及び形式
- (5) 測定方法
- (6) 測定結果

(教育訓練)

第25条 施設長は、東京大学アイソトープ総合センターと連携の下に業務従事者の教育訓練に関する実施要項に従い、業務従事者に対して教育訓練を実施しなければならない。

2 業務従事者は、R I 施設において実験を開始する前及び実験を開始した後にあつては、1年を超えない期間ごとに教育訓練を受けなければならない。

3 R I 施設において実験を開始する前に業務従事者に対して行う教育訓練は、東京大学アイソトープ総合センターの行う全学一括講習会と本施設の行う部局講習会とする。

4 実験を開始した後1年を超えない期間ごとに行う教育訓練は、部局講習会とする。

5 部局講習会は、定期に行うほか、必要に応じ随時行うものとする。

6 部局講習会は、次の各号に掲げる事項について、1年を超えない期間ごとに1回行う。ただし、R I 施設において実験を行うのに十分な知識と技能を有すると主任者が認めた者については、当該内容についての教育訓練を省略することができる。

- (1) この規程
- (2) R I 施設で使用する放射性同位元素の物理的、化学的性質及び生物に対する影響
- (3) R I 施設における放射性同位元素の使用、保管及び廃棄の方法
- (4) R I 施設で使用する放射線安全管理設備等の表示の説明及びこれらが警報を発している場合の措置
- (5) 危険時の措置
- (6) その他主任者が必要と認めた事項

7 主任者は、部局講習を受講した者がR I 施設で実験を行うのに十分な知識を有すると認めたときは、部局講習会修了証を発行するものとする。

8 取扱責任者は、部局講習会修了者について部局講習会受講記録に記入して主任者に報告し、主任者は、これをR I 管理室において5年間保存しなければならない。

9 一時立入者については、管理区域に立ち入る前に主任者又は取扱責任者等が管理区域への立入りに必要な事項について教育を行う。

(健康診断)

第26条 施設長は、保健・健康推進本部と連携の下に、業務従事者の健康管理に関する実施要項に基づき、業務従事者に対して健康診断を行わなければならない。

- 2 主任者は、健康診断の記録の写しを検認して業務従事者に交付しなければならない。
- 3 主任者は、健康診断の結果必要と認めるときは、取扱責任者に対し放射性同位元素の取扱い方法等の変更を指示することができる。
- 4 業務従事者が健康診断を受診する時期は、次の通りとする。
 - (1) 業務従事者として放射線の取扱いを始める前
 - (2) 前年度から引続き業務従事者であるものについては、6月を超えない期間ごと
 - (3) 業務従事者の線量が、実効線量で5mSv又は等価線量限度を超えた場合又はそのおそれがある場合には、主任者は、直ちに当該者に健康診断を受診させなければならない。

(被ばく管理)

第27条 取扱責任者は、R I施設に立ち入る者に対して個人線量計を着用させ、次の各号に従い個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、個人線量計を用いて測定することが著しく困難な場合は、ほかの放射線測定器を用いることとし、なお測定が困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することとする。

- (1) 放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量について行うこと。
- (2) 測定は、男子にあつては胸部、女子にあつては腹部について、それぞれ1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行うこと。
- (3) 前号のほか、頭部及びけい部から成る部位、胸部及び上腕部から成る部位並びに腹部及び大たい部から成る部位のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部位が、男子にあつては胸部及び上腕部から成る部位、女子にあつては腹部及び大たい部から成る部位以外の部位である場合は、当該部位についても行うこと。
- (4) 人体部位のうち外部被ばくが最大となるおそれのある部位が頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外である場合は、第2号及び第3号のほか当該部位についても行うこと。
- (5) 放射性同位元素を誤つて摂取した場合又はそのおそれのある場合は、内部被ばくについても測定を行うこと。
- (6) 測定は、管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。
- (7) 次の項目について測定の結果を記録すること。
 - イ 測定対象者の氏名
 - ロ 測定をした者の氏名

ハ 放射線測定器の種類及び形式

ニ 測定方法

ホ 測定部位及び測定結果

(8) 前号の測定については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあつては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し記録すること。

(9) 第7号の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し、次の項目について記録すること。

イ 算定年月日

ロ 対象者の氏名

ハ 算定した者の氏名

ニ 算定対象期間

ホ 実効線量

ハ 等価線量及び組織名

(10) 前号の算定は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあつては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに行い記録すること。ただし、4月1日を始期とする1年間において実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、平成13年4月1日を始期とする5年間ごとに、当該1年間を含む5年間について、累積実効線量を毎年度集計し、次の項目について記録

すること。

イ 集計年月日

ロ 対象者の氏名

ハ 集計した者の氏名

ニ 集計対象期間

ホ 累積実効線量

(11) 主任者は、第7号から第10号の記録をR I管理室において保存するとともに、記録の都度対象者に対しその写しを交付すること。

2 主任者は、個人被ばく管理上必要と認めるときは、取扱責任者に対し放射性同位元素の取扱い方法等の変更を指示することができる。

(障害を受けた者等に対する措置)

第28条 次の事項に該当する者は、直ちに主任者に申し出なければならない。

(1) 誤つて放射性同位元素を飲み込んだとき。

(2) 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染が容易に除去でき

ないとき。

- (3) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染されたとき。
 - (4) 実効線量限度で5ミリシーベルト又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又はそのおそれのあるとき。
 - (5) 放射線障害を受けたおそれのある症状を自覚したとき。
- 2 主任者は、前項に定める申し出があつた者に対して、臨時の健康診断等の措置を講ずるものとする。
 - 3 主任者は、健康診断の結果を参照し、施設長と協議して、取扱時間の短縮、放射性同位元素等の取扱いの停止等業務従事者の健康管理上必要な措置を講じなければならない。

(災害時の措置)

第29条 地震、火災等の災害が発生した場合は、施設で定める緊急連絡網により関係者に連絡するとともに、状況に応じて設備等の点検を実施しなければならない。点検の結果は、主任者を経て、施設長に報告しなければならない。主任者は、災害時の措置に関する記録を保存しなければならない。

(危険時の措置)

第30条 施設の所持する放射性同位元素等に関して、地震、火災、運搬中の事故等の災害により放射線障害が発生し、又はそのおそれのあるときは、その発見者は、次の要項に基づいて臨機に応急の措置を講ずるものとする。

- (1) 災害の拡大防止に務めるとともに、放射線障害を防止するための応急の措置を講ずる。
 - (2) 主任者又は施設長に通報し、その指示に基づいて措置を講ずる。
 - (3) 発生した災害の状況により、必要に応じて消防署等の関係機関に通報する。
- 2 施設長は、前項の事態が生じたときは、直ちに放射線関係緊急連絡網により学内の関係機関に通報するとともに、遅滞なく、文部科学大臣等監督官庁の長に届出なければならない。
 - 3 主任者は、危険時の措置に関する記録を保存しなければならない。

(事故時の措置)

第31条 次の各号に掲げる事態が発生したときは、その発見者は、直ちに主任者又は施設長に通報し、その指示に基づいて応急の措置を講ずるものとする。

- (1) 放射性同位元素等の盗難又は所在不明が発生した場合
- (2) 気体状の放射線同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、濃度限度を超えたとき。

- (3) 液体状の放射線同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、濃度限度を超えたとき。
 - (4) 放射性同位元素が管理区域外で漏洩したとき
 - (5) 放射性同位元素が管理区域外で漏洩したとき。ただし次のいずれかに該当するものを除く。
 - イ 漏洩した液体状の放射性同位元素等が漏洩に係る設備の周辺部に設置された漏洩の拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。
 - ロ 気体状の放射線同位元素等が漏洩した場合において、空气中濃度限度を超えるおそれがないとき。
 - (6) 次の線量が線量限度を超え、又は超えるおそれのあるとき
 - イ 使用施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量
 - ロ 事業所の境界（及び事業所内の人が居住する区域）における線量
 - (7) 使用その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、次の線量を超え、又は超えるおそれがあるとき
 - イ 放射線業務従事者：5 mSv
 - ロ 放射線業務従事者以外の者：0.5 mSv
 - (8) 業務従事者について実効線量限度又は等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくが発生した場合
 - (9) 前各号のほか放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合
- 2 施設長は、前項の事態が発生したときは、直ちに放射線関係緊急連絡網により学内の関係機関に通報するとともに、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を10日以内に、それぞれ文部科学大臣に報告しなければならない。
- 3 主任者は、事故時の措置に関する記録を保存しなければならない。

(共同利用課題に対する安全性の点検)

- 第32条 主任者は、共同利用課題の策定又は採択にあたって当該課題の放射性同位元素の取扱いに関する安全性を点検し、安全性に問題があると認められるときは、これを変更し、又は取り止めさせることができる。
- 2 主任者は、共同利用課題の研究開始以後、適宜その放射性同位元素の取扱いに関する安全性を点検し、安全性に問題があると認められるときは、これを変更し、又は中止させることができる。

(施設の点検)

- 第33条 取扱責任者は、別表に掲げる事項について定期的に施設の点検を実施し、実施年月日、実施者氏名、点検の結果及びこれに伴う措置の内容を記録しなければならない。

- 2 取扱責任者は、点検の結果を、主任者を通じ、施設長に報告しなければならない。
- 3 点検の結果、異常が認められたとき、施設長及び主任者は、その状況、原因を調査し、修理、交換等の措置を講じなければならない。
- 4 主任者は、施設の点検に関する記録をとりまとめ、R I 管理室において5年間保存しなければならない。

(一般報告)

第34条 施設長は、毎年4月1日を始期とする1年間について、施設の点検状況、放射性同位元素の保管状況、被ばく線量分布等を放射線管理状況報告書により毎年6月30日までに文部科学大臣に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年 5月 1日から施行する。

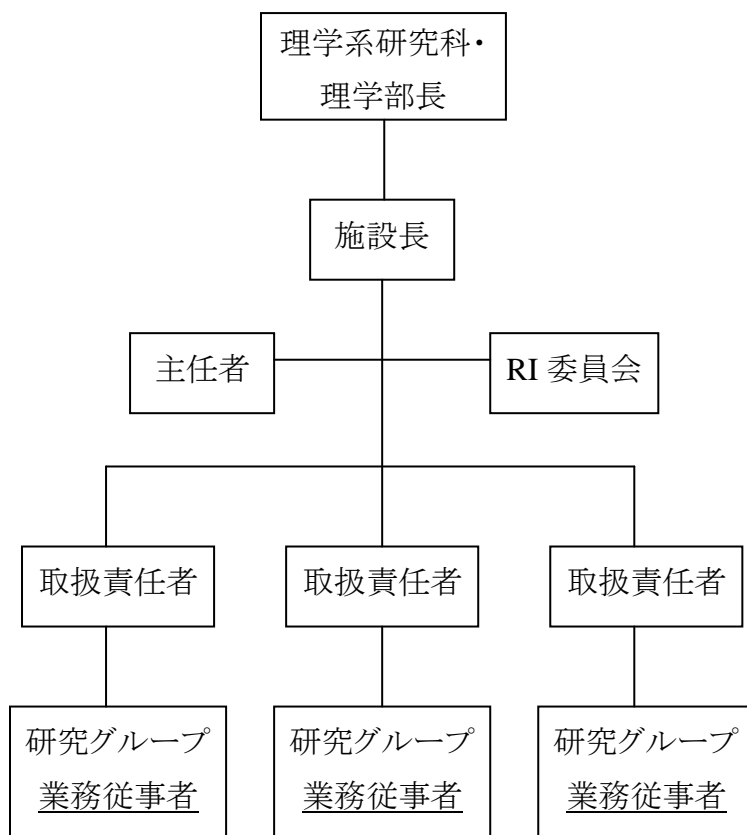
附 則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年 9月15日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

別 図（第1条の2関係）



別表 点検項目及び実施時期

点検項目	実施時期
① 建物周辺及び耐火性、不燃性等の構造に関する事項	年1回以上 又は変更の生じた時
② しゃへい壁、しゃへい物等に関する事項	年1回以上 又は変更の生じた時
③ 作業室及び汚染検査室の壁、床の平滑性等の表面状態に関する事項	年2回以上 又は変更の生じた時
④ 排気設備の構造、能力及び各種装置等との連結状態に関する事項	年2回以上 又は変更の生じた時
⑤ 排水設備の構造、能力及び洗浄設備等との連結状態に関する事項	年1ないし2回以上 又は変更の生じた時
⑥ 管理区域境界の柵、施錠等の施設に関する事項	年2回以上 又は変更の生じた時
⑦ 標識及び注意事項等に関する事項	年2回以上 又は変更の生じた時
⑧ その他使用施設に関する事項 a. 汚染検査用測定器 b. 除染用具	年2回以上 又は変更の生じた時
⑨ 貯蔵施設、保管廃棄設備に備える容器に関する事項	年2回以上